

こ支障第31号
障障発0703第1号
令和5年7月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
(公印省略)

障害児支援施策と障害者施策との連携について

令和4年6月に成立した、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）、こども家庭庁の設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）において、こども家庭庁の設置及び同庁が担う具体的な事務の内容が盛り込まれ、令和5年4月1日から施行されております。

これにより、こども施策に関する総合調整権限はこども家庭庁に一元化され、厚生労働省社会・援護局が担っていた事務のうち、障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担うことになりました。一方、厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を引き続き担います。

障害児支援施策の推進にあたっては、障害児支援の一層の強化を図るとともに、障害児・者支援に支障が生じないように、国と自治体が連携して実施することが重要です。一昨年末に取りまとめられた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）においても、「文部科学省や厚生労働省と連携し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援を充実する」こととされています。

以上を踏まえ、障害児支援施策の実施にあたっての障害者施策との連携について、下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市および中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 障害児関係施策に関するこども家庭庁・厚生労働省の所掌分担について

こども家庭庁は、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担う。一方、厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

なお、両省庁の所掌分野については、別添を参照されたい。

2. 自治体における連携体制の構築について

障害児関係施策については、障害児や保護者の意向等を踏まえ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援、保育所における支援等を提供するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等に基づき、居宅介護等の障害者及び障害児の両方を対象とする障害福祉サービス等の提供や就労支援等の障害者を対象とするサービスへの円滑な移行等を適切に行う必要がある。

障害児関係施策において、これらのこども家庭庁が所掌する制度に基づく支援及び厚生労働省が所掌する制度に基づく支援がいずれも適切に提供されるよう、それぞれの制度の担当部署や各種手続の窓口の間で情報を共有するなど、相互に連携していただくようお願いする。

(別添) 障害児関係施策に関するこども家庭庁・厚生労働省の所掌分担について

【基本的な考え方】

- こども家庭庁は、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。
- なお、こども家庭庁が所管する事務の一部について、厚生労働省側に配置されたこども家庭庁併任職員が担うものもある（例えば、障害児相談について、障害者相談と一体的に厚生労働省側の併任職員が担当する等。下記表の備考欄を参照。）。

【主な事務についての所掌分担】

◎：主管省庁 ○：共管省庁

	こども家庭庁	厚生労働省	所管課	備考 (厚生労働省側に配置されたこども家庭庁併任職員が対応する場合の連絡先等)
児童福祉法に基づく福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設等）	◎		こども家庭庁 障害児支援課	
障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等、障害児も利用できるもの）	○	◎	厚生労働省 障害福祉課 こども家庭庁 障害児支援課	
障害福祉サービス（重度訪問介護等、障害児は利用できないもの）		◎	厚生労働省 障害福祉課 ※療養介護は、従前障害児・発達障害者支援室の所管だったが、今後は厚労省所管	
障害児相談	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課相談支援係

児童発達支援管理責任者 (養成・研修に関すること)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課相談支援係 ※事業所の配置基準は、こども家庭庁専 従職員が対応
児童福祉法に基づく福祉サービ ス事業所に対する監査	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害部監査指導室
障害福祉サービス等情報公表制 度(児童福祉法関係)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課評価・基準係
障害福祉データベース(児童福 祉法関係)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害部企画課給付管理係
補装具費支給制度	○	◎	厚生労働省 自立支援振興室 こども家庭庁 障害児支援課	
地域生活支援事業・地域生活支 援促進事業	○	◎	厚生労働省 自立支援振興室 ※個別事業については、各所管課室(障害児 のみを対象とした事業は、こども家庭庁障 害児支援課)	
自立支援医療 (育成医療等)	○	◎	厚生労働省 精神・障害保健課 こども家庭庁 障害児支援課	
児童福祉法に基づく公費負担医 療(肢体不自由児通所医療費、障 害児入所医療費)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	
障害児向け手当 (特別児童扶養手当、障害児福 祉手当)		◎	厚生労働省 障害部企画課	
障害者手帳(療育手帳等)		◎	厚生労働省 障害部企画課	
障害者虐待の防止 (障害児に対する障害児通所支	◎	◎	厚生労働省 障害福祉課 (障害者虐待防止法に基づく平時からの対	

援、居宅介護、短期入所等での虐待)			応（虐待防止手引きの改定、研修の実施、調査等） こども家庭庁 障害児支援課 （障害児通所施設の指定基準・指導監督、個別事案への対応）	
障害者虐待の防止 （障害児に対する養護者による虐待、入所施設での虐待等）	◎		こども家庭庁 虐待防止対策課（障害児に対する養護者による虐待） 家庭福祉課（児童養護施設等における被措置児童等虐待対応（ガイドライン等）） 障害児支援課（障害児入所施設の指定基準・指導監督、個別事案への対応） ※その他、条項の内容に応じた所管課	
医療的ケア児支援法	◎		こども家庭庁 障害児支援課 ※その他、条項の内容に応じた所管課	
発達障害者支援法	○	◎	厚生労働省 障害福祉課 こども家庭庁 障害児支援課 ※その他、条項の内容に応じた所管課	